

令和8年第2回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和8年1月23日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後3時30分					
閉会時刻	午後5時00分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉川 英雄	出席	8	嶋野 順一	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	金子 誠	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	平岡 進	出席	11	田中 初代	出席
	5	栗田 聡	欠席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	欠席	14	福井 一洋	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦      主査 小峰 賢一      主任 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について</p> <p>日程第6 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

**日程第1 議事録署名委員の指名**

農業委員会会議規則第14条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、3番、4番にお願いします。

**日程第2 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について**

議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。始めに事務局より申請地の状況について説明をお願いします。

事 務 局

申請地は、高麗駅の高架下から南に約50m進んだところから西に50m上ったところにあります。現地は梅が数本生えていました。

借受人は、ブルーベリーや栗等の果樹の他、露地野菜を栽培する農業者です。農作業歴は58年、年間の農業従事日数は180日、妻は200日従事しています。経営面積は約19,000㎡です。農業機械については、軽トラックやトラクター、耕運機、草刈り機を所有しています。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続いて2番、3番、4番は関連がありますので一括審議でよろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

それでは、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

議案2番、3番の申請地は、県道日高川島線の田波目の信号を西に約200m進んだところを南に入った2カ所になります。現地は、太陽光発電設備で下部には榊が植えられていました。議案4番の申請地は、高萩北小学校の押しボタン信号から西に約100m進んだ右手側になります。太陽光発電設備の下部には榊が植えられており、榊の北側にはブルーベリーが植えられていました。

今回の案件につきましては、議案4号6番7番8番、農地法第5条の規定による許可申請と関連する案件となります。営農型太陽光発電設備とは、農地に支柱を立てて、下部で営農を継続しながら上部空間に太陽光パネルを設置するものです。転用許可の条件において重要なことは、下部の農地において適切な営農の継続が確保されなければならないことです。なお、許可期間につきましては、一般的に3年で、許可期間終了後も継続して設置することができ、継続する場合は適正に営農されている場合のみ再度申請手続きをとることができます。今回はその更新の申請です。更新に必要な申請手続きは、農地の所有者が下部の農地で榊の栽培を行い、上部の太陽光パネルは業者等が運営する場合

には、高さ2mから4m部分の空中部分の太陽光パネルについて区分地上権の設定の農地法第3条許可申請です。この場合は地上権だけの設定となります。農用地域における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率化かつ総合的な事業に支障を及ぼす恐れがないものと思われま

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12番

最近メガソーラー発電が問題になっていますが、農地だから農地法で審議しているが、このまま市内に無秩序に太陽光発電施設が増えていくのも心配である。太陽光発電施設の設置に関するガイドラインや環境関連の法律でなにか規制はないのですか。

事務局

日高市についても、環境課で太陽光発電の設置に関する条例やガイドラインを規定しています。今回の営農型発電施設につきましても規定に基づいて手続きがされています。農業委員会だけの審査で許可されてしまうものではありません。

議長

他に質疑等ございますか。

2番

営農型太陽光発電施設を1種農地に設置許可するはあまり好ましくないため3種農地や耕作放棄地のみに設置を制限できませんか。

事務局

営農型太陽光発電施設は1種農地において制限はありませんが事務局でも設置事業者に対して1種農地は避けてもらうようお願いはしています。また、活用次第では耕作放棄地の解消にもつながりますので、慎重に判断して進めていきたいと思

議長

他に質疑等ございますか。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。議案2番、3番、4番の案件は農地法第3条第2項各号に該当するため、許可で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

なお、本件はこの後審議する農地法第5条の案件と同日付で許可をすることになります。

### 日程第3 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。議案1番の案件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、県道飯能寄居線のバイパスの高麗川駅入口の信号から約50mさきを南西に曲がった先のY字路の間の土地です。現地は耕うんされていました。

申請人は、原宿地内の父所有の借家にて妻と子3人の計5人で生活しています。令和9年3月に現在の借家は兄が利用することとなり、戸建ての自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しまし

たが、希望の土地が見つからず義父に相談したところ実家の土地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定したとのことです。資金計画につきましては、事業費に対して自己資金及び義母の融資にて対応することとしており、資金の裏付け書類も提出されています。当農地は3種農地です。計画目的から必要性が認められ妥当であると思われま

議長  
委員  
議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて2番の案件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、小峰動物病院と鹿山下公会堂の間の土地になります。現地は草刈りがされた状態でした。

申請人は、鹿山地内の妻の実家の2階を間借りして妻と子の計3人で生活しています。家財も増え手狭となり戸建ての自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地が見つからず親戚に相談したところ親戚所有の土地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定したとのことです。資金計画につきましては、事業費に対して金融機関の融資にて対応することとしており、資金の裏付け書類も提出されています。当農地は1種農地ですが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められ妥当であると思われま

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて3番の案件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地は、県道飯能寄居線の平沢簡易郵便局から西側に約100mのところ

位置する土地です。申請地は草刈りがされた状態でした。申請人は、飯能市内の賃貸住宅にて妻と子の3人で生活しています。家財も増えたことで手狭となり戸建ての自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地が見つからず義父に相談したところ実家の土地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定したとのことです。資金計画につきましては、事業費に対して全て金

議 長	<p>融機関の融資にて対応することとしており、資金の裏付け書類も提出されています。当農地は1種農地ですが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められ妥当であると思われます。</p> <p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>続いて4番の案件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>申請地は、国道407号線バイパスのセブンイレブン日高バイパス店の東側の土地です。現地は、雑草が枯れた状態でした。</p> <p>申請人は、仮設足場工事業を営む事業者です。高萩地内に資材置場がありますが、仕事の受注量も増え、資材置場が足りないことから隣接農地を買受け資材置場を敷地拡張したいとのことです。資金計画につきましては、事業費に対して全て自己資金にて対応することとしており資金の裏付け書類も提出されています。申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的について妥当であると思われます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p> <p>続いて5番の案件について事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>申請地は、県道川越日高線の飯能生コン工業日高工場の東側の道を、南に約50m進んだ左側の土地です。現地は、草刈りがされた状態でした。</p> <p>申請人は、鶴ヶ島市内の賃貸住宅にて妻と2人で生活しています。家財も増えたことで手狭となり戸建ての自己用住宅の建築を計画しました。市街化区域や調整区域の農地以外の土地を探しましたが、希望の土地がみつからず義母に相談したところ義母所有の土地に自己用住宅を建築してもいいのことで当該申請地を選定したとのことです。資金計画につきましては、事業費に対して全て金融機関の融資にて対応することとしており、資金の裏付け書類も提出されています。当農地は1種農地ですが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的から必要性が認められ妥当であると思われます。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。</p>

委員  
議長

す。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

続いて6番、7番、8番は関連がありますので一括審議でよろしいでしょうか。

委員  
議長

はい。

申請地の状況については、先程の農地法第3条の許可申請案件で説明していますので省略します。それでは、事務局より、申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請人は太陽光発電事業を営む事業者であり、国内全域で新エネルギーを利用した発電設備の設置及び施工事業をしております。営農型太陽光発電の設置による下部の農地に対する営農への影響として、榊栽培に関する資料、他の地域での栽培実績等の資料も併せて提出されています。申請地は、農振農用地域内の農地ですが、太陽光発電設備として実質的な利用に供するために行うもので、太陽光発電設備下部にて営農を継続して行う、営農型太陽光発電設備に該当するため、許可できるものと思われま。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑ありましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。なお、当該案件は、農地法3条の許可と同時にいきます。

#### 日程第4 議案第5号 農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について

議案第5号農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について審議に入ります。

始めに議案1を事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

申請地について利促1-1は、高萩から中沢に続く圃場整備の中を通る道を高萩と中沢の境から南に100m進んだ右手にある住宅の裏側の土地で、耕うんされた状態でした。利促1-2は、高萩団地の西側にある日高ガスの北側に隣接する土地で、耕うんされた状態でした。利促1-3は、萩通の向郷神社から北側へ約200mに位置する土地で、一部にネギが作付けされていました。利促1-4は、向郷神社から東に約100m進んだ南側の土地で、耕うんされた状態でした。

申請人は、市内在住で、令和4年から農業に参入している兼業農家です。ジャガイモや里芋、ネギ等を栽培しています。現在は、会社員ですが、農業高校の出身であり、兄が越谷市で就農しており、指導を仰いでいるとのこと。現在は、スーパー4店舗へ出荷しているとのこと。年間農業従事日数は300日、経営面積は約1haです。農業機械については、トラクターやトラック、管理機、収穫機等を所有しています。正式に農地の貸借を行い、農業経営を行いたいとのこと。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

2番

年齢は何歳ですか。

事務局

33歳です。

6番

日高市出身の方ですか。

事務局

違います。

2番

住まいはどこですか。

事務局

中沢地内です。自宅周辺の農地を借受けたとのこと。また、ドローンで農薬散布を請負う会社に勤務しており、時間に余裕があることから、空き時間を利用し農業を営んでいるとのこと。

9番

新規就農を行いたいと希望を伺い、自宅に訪問した経緯があります。中沢地内の耕作放棄地を解消のため、農業経営拡大を図りたいと話していました。

議長

他に質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。

事務局

続きまして議案2を事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

申請地について2-1は、下大谷沢の大河原シイタケ園の南側の土地で、大根等の複数の露地野菜が作付けされていました。2-2は、国道407号線の鎌倉街道交差点にあるトヨタカローラの南東の土地で、ブロッコリー等の野菜が作付けされていました。

申請人は、入間市在住で、令和6年からのいりま地域明日の農業担い手育成塾の塾生であり今年の3月に卒業予定です。主に露地野菜を栽培しています。年間農業従事日数は250日、経営面積は約8000㎡です。農業機械については、トラクターやトラック、マルチャー、刈払い機、管理機、収穫機等を所有しています。研修圃場にて正式に農地の貸借を行い、農業経営を行いたいとのこと。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

<p>9番 事務局 議長 委員 議長</p>	<p>申請人と番号5番の土地所有者の苗字が同じですが、親戚関係ですか。 土地所有者が申請人の叔父になります。 他に質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。 続きまして議案3を事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地は、小峰動物病院から南に向かい、鹿山下公会堂を左に曲がり約50m進んだ右側の土地で、草刈りがされた状態でした。</p>
<p>議長</p>	<p>今回の申請は、令和8年度からのいるま地域明日の農業担い手育成塾の研修圃場となります。塾生予定は、森谷農園や香胡園で働く田中氏という女性になります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>ありません。 質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。</p>
<p>委員 議長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。 続きまして議案4を事務局より、申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請地について利促4-1は、旭ヶ丘の佐伯たまごと高萩北かがやき学童保育室の間の土地で、耕うんされた状態でした。利促4-2は、高萩北小学校の押しボタン信号から西に約200m進んだ右手のハウスです。11連棟のハウスで、中の4分1ほどでイチゴの栽培をしていました。</p>
<p>議長</p>	<p>申請人は、令和5年から農業に参入している市内の法人です。ジャガイモ等の他、イチゴの栽培を始めています。イチゴについては、群馬県のカネコ種苗から調達しており、栽培のバックアップもしてもらっているとのこと。役員の従事日数は、代表取締役が100日、取締役が150日、その他3名の職員が農業に従事しています。経営面積は約6000㎡です。農業機械については、トラクターや耕運機、トラック等を所有しています。経営地の隣接地にて、経営拡大を図りたいとのこと。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
<p>2番 事務局</p>	<p>申請人は賃借権で借りるということで、購入はしないということですか。今のところ購入の話は聞いていません。</p>
<p>13番</p>	<p>申請人はハウスの施設もそのまま借受けているとのことですか。</p>

事務局

狭山市の高橋氏の土地にハウスがあり、ハウスも借受けているものです。イチゴの栽培についても特殊な栽培方法で上から棚を吊り下げて栽培する方法とのことです。

議長  
委員  
議長

他に質疑等ありますか。

ありません。

質疑なしと認めます。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件について「意見なし」で回答します。

#### 日程第5 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題とします。

はじめに事務局より評価基準について、説明をお願いします。

事務局  
議長  
委員  
議長

<資料に基づき説明>

事務局より説明がありましたが、質疑、意見がありましたらお願いします。

ありません。

意見等がないようでしたら、この評価基準で委嘱者を選出したいと思います。よろしいでしょうか。

委員  
議長

異議なし。

異議なしと認めます。それでは、この基準に基づいて、委嘱者を選出したいと思います。

事務局より農地利用最適化推進委員の候補者について説明をお願いします。

事務局  
議長

<説明>

ただいま、事務局から説明がありましたが、評価基準に基づき区域ごとに1名の選出をしたいと思います。先ず、担当区域2～6については、1名の公募結果となっていますので、各候補者を選出することになります。

担当区域2については「〇〇氏」

担当区域3については「〇〇氏」

担当区域4については「〇〇氏」

担当区域5については「〇〇氏」

担当区域6については「〇〇氏」

以上の5名を農地利用最適化推進委員として委嘱することよろしいでしょうか。何か質疑、意見がございましたらお願いします。

委員  
議長

ありません。

意見等がないようでしたら、担当区域2については「〇〇氏」、担当区域3については「〇〇氏」、担当区域4については「〇〇氏」、担当区域5については「〇〇氏」、担当区域6については「〇〇氏」以上の5名を農地利用最適化

委員 議長	<p>推進委員として委嘱することよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>続いて、担当区域1、については、3名の公募結果となっています。</p> <p>各候補者の評価を行い、1名を選出したいと思います。評価基準に基づき評価した結果が資料2のとおりとなっています。評価の結果から判断しますと、担当区域1については「〇〇氏」が適任と思われませんが、いかがでしょうか。何か質疑、意見がございましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます選出した6名を農地利用最適化推進委委員に委嘱することで決しました。農地利用最適化推進委員については、1月30日に委嘱式を行い、2月の総会から出席をしていただく予定です。</p>
委員 議長	<p><b>日程第6 「専決処分の報告」について</b></p> <p>日程第6「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第6号が2件あります。質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。</p>

署 名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議 長

\_\_\_\_\_

議 事 録 署 名 委 員

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_